

## 第20回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年3月29日(火) 14:00～15:15

場 所 大分市保健所 6階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、高瀬 圭子、大津留 祐子、伊東 龍一、秦 政博、衛本 敏廣、  
松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、  
永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、  
安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、泥谷 郁、神矢 壽久、  
小出 祐二、足立 稔  
の各委員(計26名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、  
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介 (計9名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、人事課主査 伊地知 央、  
広聴広報課主任 小野 貴史、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、  
(統括者・副統括者除く 計3名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝、同主任 大城 存(計3名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について

(2) その他

< 第20回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

それでは、ただ今から第20回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

検討委員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。前回の検討委員会では、市民意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントでいただきましたご意見に対し、委員の皆様方にその考え方をご検討いただきました。その結果を受け、3月3日から市民意見公募手続き結果として、本庁・各支所、並びにホームページ上で公表させていただいているところでございます。

本日の検討委員会におきましては、前回少しご紹介させていただきましたが、市民意見交換会の会場でいただきましたご意見などにつきまして、考え方の整理をしていただく予定としております。

資料といたしましては、前回お配りした、「報告2」、「報告3」、「報告5」に若干手を加えたものを改めてお配りしております。これらをご参考に、ご討議いただければと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましてこんにちは。3月11日には、予想もしなかったような東日本大震災が起こりまして、多くの方々がお亡くなりになって、誠に残念でならないわけでございます。心より哀悼の意を表したいところでございます。毎日の生活の中で、水道の蛇口をひねれば水が出てくる、電気がすぐ点く、そしてガスもトイレも水洗トイレということで、ごくごく慣れ親しんでしまっただけで当たり前のような生活をしてきた私にとってみれば、脳天を殴られたような、人間は少しおごり高ぶってないかというようなことを思い知らされたところでございます。平和な毎日が送れることは決して当たり前のことではなくて、素晴らしいことなのだとおっしゃっているところでございます。大分市におきましては、ありがたくも将来の自治をさらに自立するために基本条例を作ろうということで、静かなこういう会場で会議を持てますことは、幸せの限りではないかと思っております。

本日は先程、事務局の方からご紹介がございましたような、「報告2」、「報告3」、「報告5」をご用意させていただいております。この資料は昨年11月の末にかけまして、市内の13箇所で意見交換会をさせていただいた時に寄せられた色々な角度からのご意見でございます。今日は、そのご意見を皆さん方と一緒に整理をして、情報を共有しながら次のステップが踏めたらよろしいかなと思うところでございます。

私の腹づもりとしましては、次回からは論点を絞って、一つ一つ議論をしていったらよろしいのかなというところの今日はその手前の最終段階でございます。パブリックコメントはすでに市民の皆様方にお知らせさせていただきましたので、その残るところを皆さん方と一緒に検討してまいりたいと思います。願わくば、今日ぐらいの段階で基本的なご発言、ご提言をいただければ幸いに存じます。

前回、委員から大変貴重なご提言をいただきました。このご提言を踏まえて、さらに論点整理に入らせていただくこととなりますが、その他色々な意見をお持ちの委員さんがおられるのではないかと思いますので、できるならば今日、今日無理だとすればできるだけ早い機会に基本的な問題点の指摘をしていただければありがたいと思っている次第でございます。

今日の資料の詳細につきましては、あらかじめ委員の皆様方に郵送させていただいておりますが、なかなか委員の皆様方もご多忙中でございますので、「もう分かっているよ。もう読んだよ。」という委員さんも多いかと思えますけれど、一応念のために事務局の方から丁寧に説明をしていただいた上で、またご意見をいただきたいと思っている次第でございます。

今日の会議は、年度末のぎりぎりのところで選挙の関係など色々なことも絡んでおりますので、4時には終了したいと思っているところでございます。4時過ぎまではやらないような司会、進行に努めたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは座らせていただきます。お手元のカラー刷りの「報告2」、「報告3」、「報告5」というのがございます。それぞれのカラーの色分けについては意味合いがございます。「報告2」、「報告3」、「報告5」については同じですので、どういう意味合いがあるかということを最初に事務局の方からご説明いただいて、さらに各部会でのご意見、さらには全体的に各部会の意見を調整する必要の部分がございますので、事務局として調整案というもののご努力をいただいております。そういったところのご紹介を丁寧にさせていただければと思います。それでは事務局、よろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは事務局の方からご説明をさせていただきます。まず、今言われました資料の説明をいたします。前回、全体会でお配りした資料と基本的には構成は変わっておりませんが、主に変わった点としまして、例えば「報告2」を見ていただきますと、1つの意見に対しまして複数の部会からご検討いただいたものにつきましては、右側に緑色をつけておりますが、調整案としまして事務局のまとめを提示させていただきました。

また、意見に関して会場に対応した部分につきましては、考え方の欄に「会場での対応のとおり」という言葉を付け加えた他、会場に対応できていない意見などのうち、部会でご検討いただくまでもなかったご意見につきましては、事務局案としまして、若干の考え方を記載させていただいております。

さらには、この中から特に検討委員会でご確認いただいた方がよいのではないかとと思われるご意見につきましては、水色の網掛けをさせていただきましたので、この後のご検討の参考にしていただければというふうに思っております。

なお、文字が朱書きのものや、青字になっていて、水色の網掛けになっていないもの、ここで言いますと名称の部分などにつきましては、前回の「報告4」でご議論いただいたものなど、ご意見としてダブっているものがございますので、そこは敢えて水色の網掛けをしておりません。「報告

	<p>3、「報告5」につきましても、同様の考え方にて修正しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、「報告2」の方からご説明させていただきます。「報告2」は市民意見交換会の会場におきまして、直接市民の方からいただいたご意見でございます。水色で網掛けをした部分のみのご説明ということでよろしいでしょうか。全体を全てご説明いたしまししょうか。</p>
委員長	<p>私は網掛けでよろしいですが、皆様方が全部というご意見が多ければそちらにさせていただきますが。</p>
事務局	<p>一応水色の部分を特にご検討いただければということで、事務局で勝手に色付けをさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>それでは、水色の部分についてご説明させていただきます。まず5番目、第2条「定義」の関係です。「自治会という『自治』と、行政が行う『自治』という二面性がある言葉なので、『自治』を定義して明確にしてほしい。」というご意見でございます。</p> <p>これに対しまして、会場では「『自治』を定義するか、逐条解説で詳しく説明するかということを含めて、今後検討させていただきたい。」というふうに答えておりました。</p> <p>それぞれの部会におきまして、ご検討いただきました結果は、そこに記載してあるとおりになるのですけれども、理念部会では、「『自治』は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうと、それが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまうため、定義をしない方がよいと考えています。」としています。</p> <p>市民部会におきましては、「『自治』の捉え方が様々ある中で、一つの概念として定めることは難しいと思われます。」としています。</p> <p>執行機関・議会部会におきましては、「『自治』には、ご意見にもあるように多面性があるため、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。他都市では、『自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めること』といった定義の例もあり、いわば当たり前の漠然とした表現ですが、定義するにしてもこの程度が限界であろうと思われます。」としています。</p> <p>市政運営部会では、「『自治』については、条例の名称が自治基本条例でもあることから、逐条解説の中で明確にしておく必要があると考えます。」としています。</p> <p>市民参加・まちづくり部会では、「『自治』という言葉は、非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている『自治』について、詳しく説明してまいりたいと考えて</p>

おります。」としております。以上が、各部会の検討内容でございます。

事務局の調整案といたしましては、「『自治』を行う組織の規模や形態は多様であり、その果たすべき役割も一様ではないと考えられることから、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。したがって、条例本文中に定義をすることは困難であると考えますが、逐条解説等によって説明をすることが可能であると考えております。」としております。

次にまいります。2ページ目、6番の第2条「定義」、第3条「基本理念」関係です。「『幸せな暮らし』の定義がされていない。家族の絆を取り戻すことで地域コミュニティを復活させることもできる。『愛国心、郷土愛』に基づいてまちづくりを行うという方向性を持って、市民が中心になったまちづくりを行うということにしたらどうか。」というご意見です。

会場でも、「『幸せ』の度合いは、それぞれ違ってよいのではないかという議論から、敢えて明確にしていません。」というようなご回答をしておりますが、理念部会で検討をしていただいております。読み上げます。「この言葉を定義すると、固定化されて一人歩きする可能性がある。市民のあり方は多様であり、この言葉のイメージは条文を見た市民それぞれで異なるのは当然であり、むしろ定義付けするべきではないと考えます。」としております。

次に、9番と10番です。「自治会の位置付けが条例の中でよくわからない。」「地域コミュニティに自治会が含まれるということによいか。」というご意見でございますが、これは執行機関・議会部会、市政運営部会、市民参加・まちづくり部会でご検討をいただいております。順に読み上げます。

執行機関・議会部会では、「自治会は地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります。」としております。

市政運営部会では、「地域コミュニティの再生や市民協働のまちづくりを進める中で、大部分を担っているのは自治会ですので、『自治会』という言葉は是非条文に入れて欲しいと思います。なお、条文に入れることができない場合は、逐条解説の中で自治会との関係を明らかにして欲しいと考えます。」としております。

市民参加・まちづくり部会では、「『自治』という言葉は非常に広がりのある言葉ではないかと考えており、定義付けをいたしますと、かえって条文の解釈が難しくなるのではないかと考えております。したがって、条例の内容を説明する逐条解説や資料等におきまして、その条文において使われている『自治』について、詳しく説明してまいりたいと考えております。」としております。

事務局調整案といたしましては、「自治会は地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります」としてしております。

次の11番の「『コミュニティ』をどうしても使うのであれば、定義して欲しい。」というご意見ですが、これは2つの部会でご検討いただきました。

執行機関・議会部会では、「本市においては、既にある程度使われてき

た表現でもあるので、このまま使用し逐条解説等で補足的に説明します。」と  
しています。

市民参加・まちづくり部会では、「『コミュニティ』の定義につきましても、『自治』と同様に、逐条解説等において説明してまいりたいと考えて  
おります。」としています。

調整案といたしましては、同じような回答ですが、「本市においては既  
にある程度使われてきた表現でもあるのでこのまま使用し、逐条解説等で  
補足的に説明します。」としています。

次のページにまいりまして、27番と28番、第7条関係、議会の関係  
ですけれども、「議会のみ『議会の基本的役割等』となっており、責務が  
表に出ていない。」それと、「『二元代表制』という意味からも『責務』と  
いう言葉を出す必要があると思う。」というご意見でございます。

会場では、「タイトルに『責務』を入れるかどうかは検討します。」と対  
応しています。これは条文の中に「責務」の部分が当然謳われているもの  
でございます。ただ第7条のタイトルのところに「責務」という、入れ  
るとすれば「議会の基本的役割と責務」というような形になるのかなと思  
います。これは執行機関・議会部会でもご検討いただく中で、「議会にお  
いて検討させてください。」という回答であったというふうに思っており  
ます。そこには、「議会にて検討予定」という形にさせていただいており  
ます。

それと、29番も同じく議会の関係ですが、「『二元代表制』の言葉の意  
味がよく分からない。」というご質問でございます。これにつきましても、  
執行機関・議会部会の方でご検討をいただきまして、「市長と議会のあり  
方を端的に表現した言葉であり、他の言い方に置き換えることは困難であ  
ると考えます。逐条解説等で補足的に説明します。」としています。

続きまして、31番の第9条「市長の基本的役割と責務」の関係ですが、  
「『市民自治』という言葉があるが、これは『自治』と同じ言葉か、敢え  
て使い分けているのか。」という意見でございます。これも執行機関・議  
会部会でご検討いただきまして、「『自治』という言葉が多面性を有する中  
で『市民自らが治める』こと（第1条に謳う『市民主体による自治』）に  
特化させる意味合いと、その後に出てくる『市民福祉』との対句表現を意  
識した意味との2つの目的を持って使った表現です。」ということで、こ  
の条文の中で「市民自治」という言葉と「市民福祉」という言葉が連なっ  
て出てきます。それに合わせた形で、「市民自治」という言葉を敢えて使  
ったということでございます。

続きまして4ページに入ります。34番、35番、36番、関連がござ  
いますので、一括して説明いたします。34番は第17条「情報公開」で  
す。「『情報公開』の仕組みが、『個人情報保護条例』によって機能してい  
ない可能性がある。その部分の配慮が必要。」です。35番、36番は第  
18条の関係で、「個人情報の保護は、組織活動を行う上で妨げになるの  
で反対である。」「個人情報を保護し過ぎることで、近隣との繋がりがな  
くなることもある。」というご意見をいただきました。

このことに関しまして、市政運営部会では一つの回答を出していただい

ております。「個人情報 that 得られないことによる障害については、できる限りそれを善処したいと考えております。行政としての問題点は大きいと認識しており、積極的に整理していかねばならないと思っております。」としています。

続いて42番ですが、第25条「市民意見の聴取」ですが、ここで使われている「『パブリックコメント』は、日本語にしてもらいたい。」というご意見でした。

市民参加・まちづくり部会でご検討いただきまして、「『市民意見公募手続』のことを『パブリックコメント』と言いますけれども、この言葉自体が他都市でも使われており、また一般に浸透してきている言葉ではないかと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。」としています。

続いて、46番、第27条、「審議会・懇話会等」の関係です。「公募により人材を選任するとあるが、市に都合のよい人ばかりでなく、委員の決め方もオープンにしてもらいたい。細則等がかまわないので選出方法に縛りを入れてもらいたい。」というご意見でした。

これも市民参加・まちづくり部会でご検討いただきまして、「これからも審議会・懇話会等の委員を公募する際は、それぞれの審議会、懇話会等の規定に基づき、公平かつ適正な選任に努めてまいりたいと考えております。また、いただいたご提言を踏まえ、必要に応じてそれぞれの規定を改定いたしたいと考えております。」としています。

続いて、47番の第28条「都市内分権」の関係です。「『都市内分権』の意味が分かりづらいので、分かりやすい説明なり条文にしてもらいたい。」というご意見でした。

これも市民参加・まちづくり部会でご検討いただきまして、「現在の素案におきまして、『市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど』と規定されておりますとおり、市民が地域において自主的かつ自立的に活動し、それに対して市が適切な支援を行っていくことが『都市内分権』の第一歩ではないかと考えております。なお、いただいたご提言を踏まえ、逐条解説等において、詳しく説明してまいりたいと考えております。」としています。

5ページにまいります。50番と51番ですが、第31条「多様な文化の尊重等」の関係です。「『多様な文化及び価値観を理解し、尊重する』とあるが、とんでもないことを言う人が『これが私の価値観だ』と主張されたら、本当に受け入れられるのか。」ということと、「『家族の絆を取り戻すことや、愛国心、郷土愛の精神に反しない限り価値観を理解し、尊重する。』という項目を付け加えてはどうか」というご意見です。

これに対しましても、市政運営部会の方で一つの回答を出していただいております。「本条の『受け入れられるよう努めるものとする。』や条例前文に、ご意見の趣旨が組み込まれていると考えています。」としています。

続きまして、69番、70番、71番でございます。ここは、その他の意見ということで、条文に直接ということではないのですが、関連がありますので一括して説明いたします。まず69番からです。「今も、法律や条例のもとで、住民からの声を自治委員が市へ持ち上げている。どこか違

	<p>うのか。」「市民に何を求めているのか、何を作ろうとしているのか分からない。」「この条例により、市民、議会、行政がどのように変わるのか。具体的に市民はどのようなことに新たに参加しなければいけないのか。」というご意見でした。単純に市民からの疑問と言いますか、この条例ができるとうなるのか、というご質問とご意見であったというふうに思っております。</p> <p>これに関しましては、事務局案ということで、部会の方ではご検討いただきませんでしたので、事務局案としてそこに書いております。「この条文を作ること、大きくは変わらないかもしれませんが、ただし、市民主体の自治の実現を目指し、より市民意見が行政に反映できる仕組みとして制定を目指すものです。」としています。「報告2」につきましては、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。緑色の部分のみ事務局からご説明いただきました。今の事務局のご説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら、委員の皆様方からお出しただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>この部分につきましては、パブリックコメントとは違いますので、市民に公表するというのではなくて、委員が共有する情報ということになるかと思えます。その共有する情報としての整理として、これはちょっとまずいのではないかというような点がありましたら、是非ご指摘いただければと思うところでございます。</p> <p>ご質問、ご意見がございませんでしょうか。特になければ、こういうまとめで情報共有ということにさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、続きまして「報告3」の方に移っていきたいと思えます。事務局よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは「報告3」です。このまとめは、市民意見交換会の当日にアンケートをとらせていただきまして、そこに書かれていたご意見をまとめたものです。</p> <p>まず2番、前文でございますが、「前文の中に『制定の経緯』を盛り込んだらどうか。例えば、わたくしたち大分市民は『ともに築く希望あふれる元気都市』をめざした地域社会を築いていくために、地域住民・地域活動団体・ボランティア等の公益的な団体と、今までの行政が行ってきた公共の範囲との協働の中で、行政と市民が相互の信頼関係に基づき、新たな公共の範囲の仕組みを築いていく中で、豊かな自然環境」というような例文までいただいております。</p> <p>これに対しまして、理念部会でご検討いただきまして、「前文は、条例本体の導入部とした位置付けで作成しており、制定の経緯といった部分は逐条解説の中で謳う方がよいと思えますので、条文としては現状のままよいと考えています。」としています。</p> <p>もう一つ、3番でございますが、「『家族の絆、愛国心に基づく郷土愛』という文言を盛り込んでいただきたい。条例の示す大分市の方向性をはっ</p>



きりさせるため、是非とも必要だと思えます。一人暮らしの人もいますが、大分市としては『絆を深めるのだ』という強い意志をもって取り組んでいただきたいと思います。」というご意見でございます。

これも理念部会でご検討いただきまして、「表現に差はありますが、現状でも郷土愛や絆といったものは謳っていると考えていることから、条例として反映させるのは難しいので、条文としては現状のままとしたいと考えています。ただし、表現については今後とも検討していきたい。」としています。

続きまして、5番でございます。第3条「基本理念」の関係ですが、「第3条中、市民の幸せな暮らしの実現と豊かな心の醸成を目指しという下線部分を入れて欲しい。」というご意見でございます。

これも理念部会でご検討いただきまして、「『豊かな心』などの精神的なものは、条文ではなく前文などで謳われるべきと考えます。」ということで、基本理念の中には入れないということでございます。

6番、第5条「市民の権利」の関係で、「第5条、市民は公正な行政サービスを受けることができる。」という文言がありますが、これは「市内に通勤又は通学する者も受けることができるのか。」というご質問でございます。

これは市民部会でご検討いただきまして、「市内に通勤、通学する者もその状況に応じた公正な行政サービスが受けられるものと考えます。」としています。

7番、第6条「市民の責務」の関係ですが、「なぜ『事業者の役割と責務』を入れないのか。」というご質問ですが、これも市民部会でご検討いただきまして、「『事業者の役割と責務』に相当する条文は、第6条（市民の責務）第3項に規定しています。」としています。

8番、第3章全般でございます。「市民、議会及び市長等の役割等」ということです。これについて、「市民と行政と議会の役割分担をもっと明確にすべきである。」というご意見をいただいております。

これは市民部会と執行機関・議会部会でご検討いただきまして、まず市民部会では、「本条例案は、大分市の最高規範として位置付ける基本条例ということから、基本的な役割分担を定めたものとなっており、詳細の役割分担については、各種個別条例等により規定されるものと考えます。」としています。

執行機関・議会部会では、「基本条例において詳細な規定を置くことには自ずと限界があり、個別の規定や政策の中で具体化すべき事柄もあると思えます。」としています。

事務局として調整案を作ってみました。「最高規範として位置付ける基本条例において、詳細な役割分担を規定することは限界があり、個別の規定や政策の中で具体化できるものと考えます。」としています。

続いて、10番、第8条の「市長等の基本的役割と責務」それと第9条「市長の基本的役割と責務」です。ご意見としては、「『市長等』と『市長』を分けるべきなのか。行政としての責務でよいのでは。」ということです。

これにつきましては、執行機関・議会部会でご検討いただきまして、「行

政の統括者・代表者である市長と各執行機関（市長等）とでは、果たすべき役割や有する権限にも一定の差異があり、条文的にも分けて規定すべき部分があると思います。」としています。

11番、12番につきましては、第9条の「市長の基本的役割と責務」と第10条「職員の責務」の関係でございます。まず11番、「第9条3項『最小の経費で、最大の効果を』など地方自治法に定められていることを敢えて記載する必要があるのか。」、10条の方では「第10条中、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。これは、地公法でいう30条があるので不要では。」というご意見でございます。

この2つを合わせまして、執行機関・議会部会でご検討いただきまして、「ご指摘のとおりではあります、本市の心構えを示す意味合いも含めて、敢えて確認的に規定しています。」としています。

「報告3」の最後になります2ページ目ですが、14番、第19条「権利保護及び苦情対応」の関係でございます。ここでいただいたご意見は「『苦情』という言葉が単純に嫌いで、『意見・要望』で十分ではないでしょうか。」というご意見でございました。

これに対しまして、市政運営部会でご検討いただきまして、「『苦情』という言葉は、現行の法令等においても一般的に使われており、分かりやすい言葉であると考えています。」としています。

「報告3」は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。この「報告3」につきましては、市民意見交換会で伺いましたアンケート意見につきまして整理をしたものでございます。これにつきましても、同様に委員の皆様方からご質問、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

特にご異論はございませんでしょうか。それでは、このまとめにつきまして、我々の共有の情報とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは最後の「報告5」になります。よろしく願いいたします。

事務局

はい。「報告5」でございます。「報告5」は、パプコメの時期と併せまして、市の職員の方にも意見の公募を同時に行いました。そこで寄せられた意見ということでございます。順番に説明をさせていただきます。

まず、1番目、第2条「定義」の関係です。「『住民』の定義が必要では。定義をするまでもなく市内に住所を有するものとするのか。」という意見です。

これにつきましては、理念部会、市民部会でご検討いただきまして、理念部会では「条例上では、市民を広く捉えようとしており、これに対して『住民』が出てくるのは住民投票の項目である。その指し示す範囲は明白であり、敢えて定義する必要はないと考えます。」としています。

市民部会では、「法においても同趣旨の規定が多く存在することから、敢えて定義する必要はないものと考えていますが、該当する条項の逐条解説等で説明できるように検討します。」としています。

これらを受けまして、事務局の方で調整案ということで作らせていただきました。「法においても同趣旨の規定が多く存在することから、敢えて定義する必要はないものと考えていますが、特に説明が必要と思われる条項については、該当する条項の逐条解説等で説明できるように検討します。」としています。

次に、2番、「『職員』の定義が必要では。定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか。」という意見です。

これは理念部会と執行機関・議会部会でご検討いただきまして、理念部会では「大分市の条例である以上、外郭団体に属する職員などの例外を除けば、この単語が指し示すのは市の職員以外考えづらいと思われます。」としています。

執行機関・議会部会では、「一般的には『大分市の職員』を指すと解釈されるものと思われますので、敢えて定義をおく必要性は低いと考えます。」としています。

この2つを合わせたような形ですが、調整案としまして「大分市の条例である以上、一般的には『大分市の職員』を指すと解釈されるものと思われますので、敢えて定義を置く必要性は低いと考えます。」としています。

続いて、3番、「『最高規範』の提示が必要では。地方自治の根拠は地方自治法にあり、これを超えることは法的に無効では。」という意見です。

これは理念部会でご検討いただきまして、「大分市の条例の最高規範と大分市が定めるものであり、定義付けまではいらないと考えています。また、本条例は、大分市の特徴を生かした独自のまちづくりや市民が主体となったまちづくりを進めるための行政運営の基本的な方針など、上位法では規定していない分野において必要な規定を定めようとするものであり、地方自治法その他関係する法律の規定に反したり、逸脱するものではありません。」としています。

続いて、4番、第7条の「議会の基本的役割等」についてですが、「本市の意思決定機関であることを、ことさら明文化する必要があるか。」という意見でございます。

これは、執行機関・議会部会でご検討いただきまして、「既に制定済みの『議会基本条例』の前文において謳われている表現でもあり、議会が有する重要な役割の一つでもあることから、規定すべき事項と考えられます。」としています。

最後、5番、第10条「職員の責務」ですが、「第1項の『職員は、全体の奉仕者として』と記載されているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。」という意見でございます。

これについても、執行機関・議会部会でご検討いただきまして、「これは憲法や地方公務員法にもある表現ですが、その趣旨としては、『その奉仕の内容が市民全体の利益を増進することにあること』、『一部の奉仕者となることを否定すること』、『公務員が政治的に中立であること』等の意味合いであり、個々人の全ての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありません。ある意味で確認規定的な部分ではありますが、職員の責

<p>委員長</p>	<p>務としては重要な事柄であると思われます。」としています。</p> <p>ありがとうございました。「報告5」はタイトルに書いていますように、素案に対しまして市の職員さんから意見が寄せられたものへの対応でございます。そういうことで、ワンペーパーになっているところでございますが、この点につきまして同様にいかがでございましょうか。ご質問、ご意見がございましたら、お出しただければと思います。</p> <p>特にございませんでしょうか。それでは、この点につきましても、我々の共有情報ということにさせていただきたいと思ひます。</p> <p>個人的な印象ですけれど、市民意見交換会です出していただいたものについて、全て忠実に丁寧にお答えさせていただいたものと思ひます。そういう意味で、これは今後の条例の立法化に向けては、大変な基本的な資料になるかと思うところでございます。</p> <p>それでは一応、今日最初に予定されました事項は以上ということで、次の論点に移らせていただひきたいと思ひます。次は、私の個人的な段取りでございますが、今日終わりますして、次回に向けて大体論点が出揃ってきたので、論点を抽出しまして、その論点について一つずつ全体会でご意見を賜りながら、まとめていければと思ひているところでございます。そのために、今日の段階で、できるだけ基本的なご意見については、是非とも賜りたいというふうに思ひております。</p> <p>それを受けまして、今後の段取りですけれど、全体会で論点の整理をしたらなかなか難しくございます。かなりの人数がありますので、各部会を代表される部会長さん、さらにはその部会長さんをサポートする副部会長さん、全体で5部会でございますので、合わせて10名の部会長、副部会長会議を開かせていただひて、論点整理をさせていただく。そして、それを次回の全体会に発表させていただひて、そしてまだまだ論点として足りないものがあるという様なものもあるかと思ひますので、その時には全体会でその精査をしていただひて、異議のないところにつきましては徐々に論点からスタートしていくと、論点の一つずつ取り上げて整理していくというふうに考えたいと思ひます。今後の段取りとして、そういう段取りでよろしいでしょうか。</p> <p>論点整理をまずさせていただく。それは全体会ではなくて、部会長、副部会長会議を開いて論点整理をしていく。そして、それを次の全体会でお出しします。その中で足りない部分等々がございましたら、追加していただひて。不必要だという部分もあるかもしれません。その時には、それをご指摘いただひければと思ひます。大体今日の段階で、骨組みとなるような共通の認識が得られるような論点か、幾つかクローズアップされてきているようでございますので、そういうものから順次始めていったらどうか、というところでございます。まず、その点については皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>そういう段取りで次回、これは後で事務局から委員の皆様方のスケジュールをお示しいただひて、最大公約数のところで次回の全体会の設定をさせていただひたいと思ひます。いつかということとは定まっておりますけ</p>
------------	---

	<p>れども、将来の段取りとしまして、それで良ければ次の点に入らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。今のような段取りで部会長、副部会長会議で整理をする。それを皆さん方に次回お示しする、ということではよろしいですか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>はい、ありがとうございます。それではそういうことにさせていただきたいと思います。そこで、今日の冒頭から言わせていただいておりますけれども、委員さんから、いわゆる総合型でやるべきではないかとか、人権の問題はどのように扱うのだというようなペーパーを出していただきまして、問題提起していただきました。それで、また新たに問題提起をしていただける委員さんがおられましたら、今日、是非問題提起をしていただければありがたいと思うのですが、いかがでございましょうか。</p>
副委員長	はい。
委員長	では、副委員長さん、よろしく申し上げます。
副委員長	<p>私の方から論点というか、参考にしていただきたい思いがあります。条文について、基本的な考え方は全てでき上がったと、市民意見交換会に対する回答ということで作業が進んでおりますけれども、最終的なところで前文、目的、定義につきまして、当初、中学生でも分かりやすい文章でというような話も出ていたように思っていますが、流れとして解釈あるいは理解が、読んだ時にすんなり頭の中に入ってこないような所も少しあります。</p> <p>それで、事務局の方をお願いして、大分市のまちづくり自治基本条例(素案)と、平成19年4月に札幌市が作った札幌市自治基本条例を比較した文章を作っていただいておりますので、今から配らせていただきます。この大分市の素案と、札幌市の自治基本条例の前文、目的、定義の所だけで結構ですが、皆さん読んでいただいて、その文章の書いている内容というのはそんなに変わりはないのですが、文章の流れとしての解釈は、札幌市の場合が入ってきやすい部分になっておりますので、そういう方向で今後この前文及び目的、定義について分かりやすい文章に改めることができたならなあ、ということをご提案したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	どうもありがとうございました。副委員長さん、今日はこの中身まで入らなくてもよいのですか。
副委員長	今日ではなくて、またこれから皆さんの中で話をして、全体会に出すという形で。

委員長	目を通していただいて、ご意見をまとめておいて欲しい、ということですね。
副委員長	はい、結構です。
委員長	<p>それでは、これは部会としましては、理念部会さんに関わるテーマでございますけど、一応基本的な姿勢としまして、できるだけ今後は全体で意見を述べ合うという方向で、私自身進めていきたいと思いますので、全員の資料としてお配りさせていただいた、というふうにご理解いただければと思います。今、副委員長さんがおっしゃいましたように、今日ここでこれを議論するつもりはないということでございますので、時間を見つけて目を通していただければというところでございます。</p> <p>いずれにしても、前文につきましては、論点としては当然上がってくるテーマかなと思いますので、そういう1つの論点の中で、こういう札幌市自治基本条例との対比が示されましたので、そこでまた丁寧な意見交換ができたらよろしいかなと思っていますところでございます。副委員長さんにご質問等がございましたら、お出しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、委員さん。</p>
委員	札幌市を選んだのはどういう理由ですか。
副委員長	文章的に非常に分かりやすいところで選んだだけで他意はありません。
委員	他にもこういうふうなところが。
副委員長	あるかもしれませんね。
委員	文章対比というような意味ですか。
副委員長	そうですね。
委員	分かりました。
副委員長	書いている内容については、言わんとするところは一緒なのですが、文章の流れとして非常によく分かりやすいというところなのです。
委員	はい。分かりました。
委員長	その他、ございませんでしょうか。それでは、特になければ今日はせっかく皆さんがお集まりでございますので、今後に向けて何かここで一つ提言なり、意見を述べたいという委員さんがおられるかと思っておりますので、フリートークでよろしくお願ひします。私が勝手な段取りをしてしまいましたので、それも含めて、ちょっと待てというようなご意見もあるかもしれ

	<p>ませんので、お出しいただければと思いますが、ご遠慮なくどうぞ。 はい、どうぞ、委員さん。</p>
委員	<p>今、委員長の方から次回に向けての話がありまして、論点整理等が大体できつつあるということで、論理的な議論がもう少し進んでくるといふふうに思います。そういった視点に立って、今後のスケジュールの関係になるのですけれども、以前からお話をしているように、市民意見交換会というのは13会場で行われてきたのですけれども、会場以外のいわゆる市民全体的な皆さんに呼びかけた、例えば、シンポジウムやタウンミーティング等、そういった広く呼応するという意味合いもあると思いますし、市民の皆さんが少しでも自治基本条例に対する意識というものが分かっていたら、またそれなりのものを作ってよいのなら、そこにあるのかなと思いますから、是非そういったスケジュールを考えていただければというふうに思っています。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。これからの広報活動、市民の皆さん方を巻き込んで、基本条例を作っていくのですよという作業は、欠くべからざる作業かと思います。それにつきまして、皆さん方、今日具体的にこういうことをやってみたらどうかと、委員さんがおっしゃったようなシンポジウム、タウンミーティングというようなお話がありましたけど、その他何かこういうことやったらPRとして必要じゃないの、というのがございましたら、ご紹介いただければと思います。いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>今まで皆で会議をやってまとめつつありますが、今、委員長さんは各部会の部会長、副部会長で論点をまとめるということでした。そのことは、時間的な制約もあり非常に効果的であると思うので賛成ですけれど、一方では違った意見も若干出てくるのではないかなと思います。</p> <p>というのは、委員さんが出していただいたものに基本的な理念みたいなものがあつたので、もう1回考え直すところがあると僕は思いました。このままグリーンに着色した箇所について、事務局がまとめていただいた形ですと流れていく可能性があります、デリケートな意見も若干あると思うのです。</p> <p>そのため、部会でなら出しやすい場合もあるので、もう1回だけ部会で精査して、まとまった分を全体会で検討したらどうかと思います。委員さんに出していただいたものは、最初の時に欲しかったなとずっと思っていたような意見でしたが、それがまとめの段階で出てきました。これは、全体をもう1回見直す意味で非常に参考になるし、また前文も札幌の分は非常に参考になるし、前文を作った部会でも検討した方がよいと思います。他にご意見がありましたら、どうぞ。</p>

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。部会で開催が可能であれば、個人的には何回やっていただいても結構かと思っております。それで部会長さん、副部会長さんのご判断で、その論点を、骨格作りと言いますか、たたき台と言いますか、それを作るために部会でもう1回やって、意見を集約しておいた方がよいというご判断であれば、それはもう是非部会のメンバーの中でスケジュール調整をやっていただいて、やられることは何の問題もないかと思えます。</p> <p>少し私の頭の中にありましたのが、4月のスケジュール調整をお願いしたところ、結局調整が整わなかったのです。というのは、やはり諸事情で4月は忙しいだろうなという気持ちがありましたので、つい先走って言ったようなこととございます。部会ですと人数が6名でございますかね、ということですからかなり融通が利きますので、その中で部会をやっていただいて忌憚のない意見交換をするということについては、何の問題もないかと思えますが、いかがでございましょうか。</p> <p>そういうことで、部会をやっていただくことは大いに結構でないかと思うのですが。時間との関係が最後残るのですけれど、それさえ整えばやらないよりやった方が遥かによいかなと思えます。そういうところで、部会で少しその辺は話し合ってくださいということで、委員さん、そういうことでよろしいですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>時間的になさそうですし、僕の個人的な意見ですから、委員長の言うとおりで十分だと思うけれど、念のためもし時間が取れば、もう1回忌憚のない意見を出し合って、そこでまとまった分をすれば、意外と遠回りが早道に行くのではないかなと気がしています。</p>
<p>委員長</p>	<p>分かりました。その辺は部会のご判断で、少しご検討いただければと思います。その他ございませんでしょうか。そうしましたら、後の段取りとしましては、事務局の方からスケジュール調整のお話を出していただきますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、お手元に別紙ということで、いつもこういう形をお願いしておりますが、検討委員会の開催日程調整表を置かせていただいております。一応第21回は5月に行く予定ということで、先程委員長さんの方からも話がありましたように、4月に調整をさせていただいたのですが、なかなか難しいということですので、5月の早い時期に全体会を開催してはどうだろうかということで、そこに表を置かせていただいております。先程の部会代表者の会議の関係とか、部会を開く部会もあるかもしれないのですけれども、一応全体会はこの中で決めておいてということで、ご都合の悪い日を今日できれば記入していただいて、帰りの際に提出をいただければということでお願いしたいと思えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、5月にできましたら第21回が開催できたら幸いかなと思うところでございます。アンケートの対応よろし</p>



委員

くお願い申し上げます。それで、大体今日私の方で用意させていただきました議題は、ほぼ私の方としましては尽きたところでございますが、その他皆さん方ございますか。はい、委員さん。

少し前後しますけれども、こういうふうな会議をずっと行っているのですが、前文についてもこの組み立て方をどう入れるのかとか、問題提起が起こってきているのですが、全体会議になると、皆さんが「まあこれでいいじゃないか。」というような感じの中で、進んでいる部分が多分にあるわけですね。

今度、部会長、副部会長会議を開催するというのですけれども、やはり論点整理をして、こういう形の中で次にどれを押さえていくのかということをやっけていかないと、また皆さんお集まりいただいて、事務局から「こういう調整案を作りましたので、どうですか。」「いえ、もう異論はありません、どうぞ。」というのですけれど、それでは次にどう進んで行くのですか、ということの繰り返しをやっているのが、この委員会だと思っているのです。

だから、次の全体会議もありますし、その前段の会議もやるということなのですけれども、一つ一つについて各部会でも、「我々の部会として、もうこれ以上意見はありません。こういうものをやっていきたい。」ということで全体会に出していくというような形の中で一つ一つ押さえながら会を進めていかないと、と思います。そうでないと、また皆に広げて出して「いかがでしょうか、どうでしょうか。」というような繰り返しをずっとやってもなかなかできないと思います。

委員さんから、前回色々なことについて意見をいただきました。私もまったくそうだと思っております。しかしながら、市民の方に対しても言われたし、行政の方についても言われたし、議会の議員さん方についても、委員さんから言われたように、皆さんがやっていけば完全なよい議論が進むのではないかなというふうに感じております。

私は今度から「この前文については、こういう意見が出ているのですけれど、これはどうしますか、こういう形の中で進みますよ、それじゃあ皆さん意見はどうですか。」というような形の中の押さえを一つずつしていくことが必要だと思っております。「これはクリアしましたね。それでは、次の市民部会のこういう問題についてはどうですか、これはどうしましょうか。」というようなクリア方式である程度いって、それで皆さんのご意見をいただきながら、一つ一つを乗り越えていかないと、恐らくまた一緒のような委員会になってしまうのではないかなと思っております。

私の考えですけれども、そういうような形の中で、皆さんから「一つ一つクリアしていこうよ。」と、全体を通して一遍に「これをどうですか。」と言われた時には「全体的にはよいでしょう。この問題はよいでしょう。これもそんなに文句はないでしょう。これは良くできていますよ。」ということなのですけれども、市民に対しては、「本当にこれでよいのですか。この文言でよいのですか。」というような形の中で、一つ一つの押さえをお願いしたいなと思っております。以上でございます。

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。委員さんがおっしゃったとおりと私は思っております。これからは論点を一つ一つ潰すという言い方はまずいかもしれませんが、整理していくと、いかなければゴールインに何年かかってもできないというようなことだと思いますので、そのための作業を部会長、副部長会議で最終的にたたき台を作って、そして議論できるものから議論していく、というふうにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>それでは、特に他になければ本日はお忙しい方が多いので、これで終了ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>この自治基本条例とは直接関係ないのですが、お手元に大分市防災メールと書いたペーパーを置かせていただきました。これは冒頭に宇野委員長さんの方からお話でしたが、今回の東日本大震災を教訓に防災意識を持つということで、防災危機管理課の方から大分市防災メールに登録をお願いします、ということのご案内でございます。</p> <p>登録しておきますと、地震情報はもとより、今回のような津波情報や避難所開設の情報など、緊急時に必要な情報が送られてきます。通常時にも天気予報の配信が受けられるなど普段からも使えますので、携帯電話やパソコンをご使用の方は、是非登録をしていただければというふうに思います。なお、お問い合わせにつきましては、大変申し訳ございませんが、防災危機管理課の方をお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今ご意見がございましたように、論点整理の方に向かっていくということで、まずは部会長、副部長会議を開催していただくということを前提にしまして、事務局といたしましても、論点整理がしやすいようにまずは準備をさせていただきたいなと思っております。差し出がましいかもしれませんが、そういう準備をさせていただきまして、論点を整理していくという形で皆様のご了解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、本日は大変年度末のお忙しい中、万障繰り合わせていただきまして、誠にありがとうございました。5月に是非開催できればと願っているところでございます。ご協力、今後ともよろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。</p>